

【建設発生土の官民有効利用マッチング】

Q & A

1. 会社の登録（ID）について

Q 1 : ID は、会社で一つしか取得できないのか。

A 1 : 各社の状況に応じて、部門単位や支社単位などでID を取得することも可能です。

Q 2 : 一つのID で複数のユーザーがシステムを利用できるのか。

A 2 : 一つのID で、複数のユーザーが同時にログインし、利用することも可能です。

Q 3 : 土の搬出・搬入、処分を下請けの土工業者に一括して任せた場合、下請けの会社登録は可能か。

A 3 : 会社登録は、公共工事入札参加資格保有者または開発許可等取得者、建築確認申請取得者、建設業許可業者かつ官民マッチング対象工事契約済み者に限ります。（運用マニュアル（案）P 6）

2. 工事情報の登録者について

Q 1 : 会社の登録を行うと、全ての工事情報を登録しなければならないのか。

A 1 : 全ての工事情報を登録する必要はありません。官民マッチングを利用したい工事のみで結構です。

Q 2 : 工事情報を登録する者は、会社登録時の担当者なのか。

A 2 : 事務局へ工事情報を登録する方は、どなたでも結構です。

Q 3 : 工事情報を登録する者は、現場担当者でもよいのか。

A 3 : 事務局へ工事情報登録する方は、どなたでも結構です。

Q 4 : 工事情報の調整をする担当者は誰を記載すればよいのか。

(民間工事土量情報提出表の「担当者名」は誰を記載すればよいのか。)

A 4 : 担当者は、相手方との調整が円滑に行える方を記入して下さい。